

秋田県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		4.5E-3	1.4E-1	1.2E+1	12.4
64	エトフェンプロックス	9.7E+0	7.4E+0	8.3E+0	2.8E+0	28.2
117	テブコナゾール				1.0E+0	1.0
139	トラロメトリン			8.4E-1	3.4E-1	1.2
140	フェンプロパトリン			1.2E+0		1.2
153	テトラメトリン	8.5E+1	5.3E+0	1.1E+2		196.5
181	ジクロロベンゼン	1.7E+2	1.1E+2			281.7
225	トリクロロホン		3.8E+0			3.8
248	ダイアジノン		3.5E-1			0.4
251	フェニトロチオン		8.9E+1	1.4E+0		90.4
252	フェンチオン	1.9E+0	3.4E+1	1.9E+0		37.8
256	デカン酸				1.7E-2	0.0
350	ペルメトリン	1.6E+1	2.3E+1	1.7E+1	9.7E+0	65.0
405	ほう素化合物		4.1E-1	1.4E+1	4.8E-1	15.2
427	カルバリル			7.6E+1		76.1
428	フェノブカルブ			4.7E+1	3.0E+1	77.0
457	ジクロロボス	3.4E+1	3.8E+2			417.7
合 計		3.2E+2	6.6E+2	2.7E+2	5.6E+1	1305.4

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等